

報道関係各位

再生医療センター・セルソース(株)
再生医療にかかわる医療機関を対象に
「再生医療等安全性確保法」に即した医療の提供を支援
～細胞培養受託サービスから法規対応まで総合的に一括して提供可能に～

再生医療の事業化を手がけるセルソース株式会社(本社:東京都港区、代表: 榎本 理人、以下:セルソース)は、再生医療にかかわる医療機関を対象に「再生医療等安全性確保法」に即した医療の提供を支援するサービス「再生医療法規対応サポート」を2017年5月1日付で開始したことを本日発表します。

セルソースは創業以来、「再生医療等安全性確保法」に即した活動を積極的に取り組んできました。本サービスは、これまで培ってきたノウハウを活用し、関連する新法に基づき再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者や医療従事者等を対象に支援します。本サービスの提供により、従来の細胞培養受託サービスから法規対応までを総合的に一括して提供できます。セルソースはこれらの一連の取り組みが再生医療業界全体の発展に寄与できると期待しています。

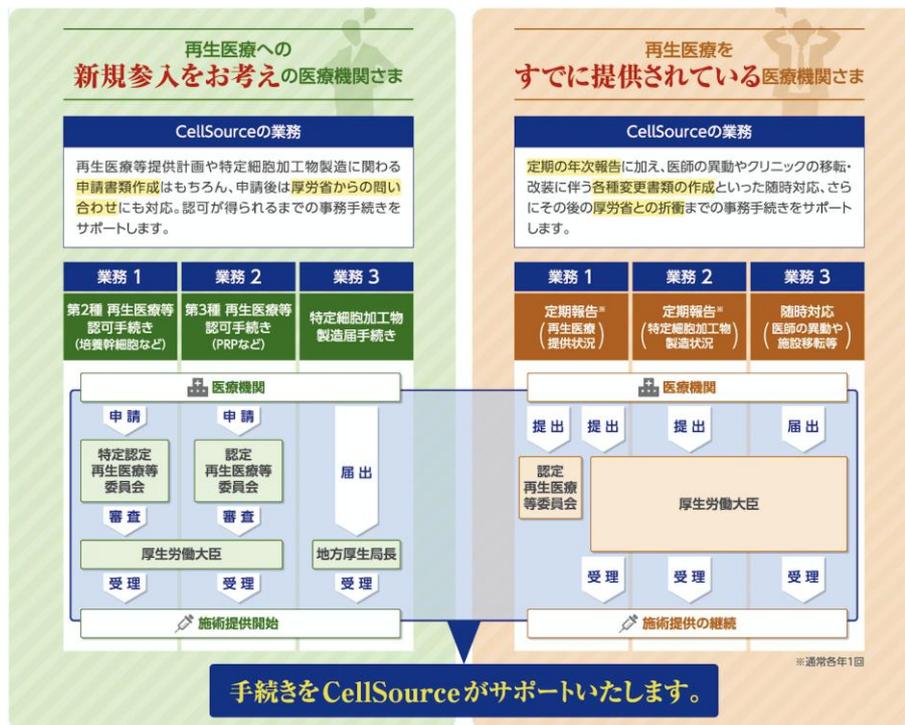
【サービス概要】

サービス名	再生医療法規対応サポート
概要	再生医療等安全性確保法に即した再生医療を患者に提供できるよう支援。 <ol style="list-style-type: none">1. 第2種再生医療等提供計画書の作成支援2. 第3種再生医療等提供計画書の作成支援3. 提供状況定期報告書の作成4. 特定細胞加工物製造届出支援5. 法令遵守に関する各種助言

※第1種再生医療等の支援は実施していません。

サービス詳細: http://www.cellsource.co.jp/pdf/saisei_support.pdf

【支援サービス解説図(医療機関向けパンフレットより転載)】



【補足情報】

2013年、再生医療の研究開発から実用化までの施策を総合的に推進することを目的とし、「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律(再生医療推進法)」が公布されました。この議員立法を踏まえて再生医療に関する具体的な施策が検討された結果、再生医療法案「再生医療の安全性の確保等に関する法律(再生医療等安全性確保法)」が成立し、2014年11月25日より施行されています。

＜再生医療等安全性確保法について＞

再生医療等安全性確保法は、臨床研究あるいは自由診療として、特定の患者さんの再生医療を行うために再生医療等を実施する医療機関に対する規制を目的とした法律です。

【セルソース株式会社の会社概要】

- 本社 : 東京都港区西麻布 3-2-1 北辰ビル 9F
- CPC : 東京都渋谷区渋谷 1-17-2 2F
- 代表者 : 代表取締役 裙本 理人
- 資本金 : 9,000 万円
- 設立 : 2015 年 11 月 30 日

【セルソース再生医療センターの概要】

- 厚生労働省(関東信越厚生局)「特定細胞加工物製造許可」取得施設 (施設番号:FA3160006)
- 細胞培養加工の所在地 : 東京都渋谷区渋谷 1-17-2 2F
- 事業内容

再生医療の事業化におけるパイオニアとして、各種専門機関と連携した新治療の研究だけでなく、実際に運用するための次世代サービス発案やシステム開発なども手掛けています。